

議員提出議案第8号

選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書  
上記の議案を提出する。

令和4年5月20日

提出者	杉並区議会議員	富田	たく
	同	酒井	まさえ
	同	山本	あけみ
	同	奥山	たえこ
	同	島田	敏光

杉並区議会議長 大和田 伸 様

## 選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書

最高裁判所は2015年12月に続き2021年6月、夫婦同姓規定を合憲と判断したものの、兩年の2度に渡って、制度の在り方は「国会で論じられ、判断されるべき」と国会審議の必要性をあらためて指摘している。

民法750条の規定では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とあり、結婚する場合はどちらかの氏を選択せざるを得ず、現状においては夫の姓を選ぶ割合は96%と多くの場合で女性が改姓し、一方的に影響を受けている。こうした状況は、事実上の男女平等からは程遠い現状が伺え、これは当区が掲げる男女共同参画都市の実現とは相反する。

近年では、女性の平均初婚年齢が30歳前後と上がり、社会での実績、信用、資産を築いてから初婚をむかえる事も多く、改姓時に伴う事務手続きの増加による負担や、戸籍姓での継続したキャリア形成を希望することなどから、本来は結婚を望みながら事実婚を選ばざるを得ないケースも少なくない。

2019年11月の法改正により旧姓併記使用が可能となったものの、旧姓と戸籍姓の二つを管理する事務手続き現場では、様々な混乱を招いている上に夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本しかなく、世界では旧姓の通称使用という二つの姓を持つ仕組みの認知は低く、世界で活躍する方のなかには、海外での無用なトラブルを避けるため、結婚と離婚を繰り返すケースも有る。

こうした問題を解消し、誰もが共に活躍できる日本社会の実現は急務である。

よって杉並区議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度に関する民法及び、その他の法令についての国会審議を推進するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年5月20日

杉並区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛  
総務大臣  
法務大臣